



ブラジルにおける新たな公共事業実施方式 PPP

開発経済調査部 主任研究員 北島 啓治

ブラジルにおいて PPP が実施に移されようとしている。PPP は先進国(英国、米国、日本など)で始まり、いまや途上国に広がりつつある。PPP は Public-Private Partnership の略称であり、公共セクターと民間セクターのパートナーシップによる公共事業(インフラ)実施方式である。途上国ではラテンアメリカ諸国や移行国(中央アジア)の一部において実施されており、アジアではタイにおいて PPP(注 1)が検討されている。ラテンアメリカではチリとメキシコがすでに PPP を実施しており、ブラジルはこれらの国に追随しようと、2003年11月に政府が PPP 法案を国会に提出し、2004年12月22日に同法案は承認された。(サンパウロ州やミナスジェライス州を含むいくつかの州でも PPP に関する州法を承認済み)。

ブラジルでは国営企業の民営化として、入札を通じた国営企業の売却、インフラプロジェクトの民間への事業委託(Concession)が実施されている。国営企業の売却については電力、通信などの大型の売却も実施され、峠を越した。事業委託は地方自治体等で実施されている。今般、事業委託と並行して PPP を実施し、インフラ整備を強化しようとしている。

連邦政府は PPP プロジェクトとして輸送(道路、鉄道、水路、港湾)、上下水道にプライオリティをおくことを検討している。多年度予算法(2004-2007)では PPP プロジェクトの候補として23プロジェクトがリストアップされている。今年後半から PPP プロジェクトの入札が予定されているが、最初の入札プロジェクト候補のひとつとして南北鉄道(ferroviaria Norte-Sur)が挙がっており、これには中国や民営化されたリオドセ社(鉱山会社)が関心を示しているといわれている。この鉄道は食料や鉱物を輸送することを目的としており、現在食糧と資源の確保のためブラジルに積極的に投資をしている中国にとってこのプロジェクトへの参加は戦略的な意味を持つ(昨年11月に駐ブラジル中国大使が中国企業はブラジルのインフラへの投資を行うため PPP プロジェクトの国会承認を待っていると発言している)。

PPP の成功の条件について、OECD の報告は、OECD 諸国やチリの経験から以下の点を指摘しているが、ブラジルの PPP がこれらの条件を満足できるかどうか注目される。(1)途上国政府が政治的に PPP 契約上の義務の履行をコミットすること、(2)PPP プロジェクトにおける途上国政府と民間パートナー間の適切なリスク分担、(3)紛争発生の場合

合の適切な法的枠組み、(4)途上国政府が入札や契約など PPP 実施のための専門的知識を獲得すること、(5)中央政府が契約交渉や入札に関し地方政府(地方自治体)に対し金融、法律、技術の面で支援すること、(6)PPP プロジェクトの積極的な選択、(7)担当大臣と財務大臣の協力、(8)インセンティブベースの規制環境(いかに PPP 法をインフラセクターの規制枠組みと両立させるか)。

インフラプロジェクトを民間企業に委託(民間企業のみで実施)する場合、PFI には限界がある(民間のリスク負担等によるインフラ整備の限界)という発想から PPP の発想が生まれたが、サンパウロ州の知事が、「PPP は魔法の杖ではなく、すべての問題を解決できるわけではないが、重要である」と述べているとおり、PPP の限界も認識すべきであろう。

(注 1) 日本経済新聞の 2005 年 4 月 22 日付夕刊は、経済産業省がアジアでの PPP の推進を支援するため官民協力型援助を展開する(タイとの協議を開始し、ベトナム、インドネシアとも順次調整に入る)と、報じている。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2005 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokuchō 1-Chōme, Chūō-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>